

桐生市の文化財

文化財番号 308

市指定重要文化財

公開区分 公開

種別コード 3 01 02 07

指定日 昭和41年 2月 9日

指定名称

かんのんじせきどう

観音寺石幢

施設名称等

観音寺境内



所在地 桐生市川内町五丁目584
管理者 観音寺

指定内容 石幢一基(高さ150cm)
製作年代 永正9年(1512)

概要

高さ150cm、竿石は高さ51cm・幅21cmの方形で、材質は安山岩の石幢である。竿石の右に「大日本国上野州山田郡須永郷下仁田庵住」、中央に「奉為逆修功德主妙春靈位」、左には「于時永正九天壬申三月五日敬白」との銘文があるが、塔身から上は別のものと考えられる。

多仏塔または七地藏塔としては珍しいものではないが、市指定の石幢の中では最も古く、桐生氏九代城主桐生助綱の治世であった頃のものである。

銘文に「大日本国」と刻まれているものは例がなく、さらに「須永郷」と刻まれていることも、この地が古くは須永の御厨と呼ばれ、いつかその名が消え、須永郷と呼ばれるようになっていたこと的有力な証拠でもある。